景 観 法案 (閣法第三八号)(衆議院送付) 要旨

本法 律案: は、 我が 玉 の 都 贞 農 Щ 漁村等 における良好な景観 の形成を促進するため、 所要の措置を講じよ

うとするも ので あり、 その 主 な内容は 次の とおりで **`**ある。

良好 な 景 観 の 整 備 及び 保全を図ること等を目的とした基 本 理念を定めることとする。

基 本 理 念に のっとり、 玉 は 良 好 な 景 観 の 形 成 に 関 す る 総合 的 な施 策 を、 地方公共団 体は、 国と の適切

な

役 割 分 担 を 踏 まえて、 そ の 区 域 の 自然的 社 会的 諸条件に応じ た良好 な 景 観 の 形 成 の)促進 に 関す る 施 策 を そ

れ ぞ れ 策定し、 及び実施する責務を有する。 また、 事業者及び住民は、 良好な景観 の形成に関する施策に

協 力 し なけ ればならないこととする。

Ę 景 観 行政団体 (都道府 県、 指 定都市等又は都道府県知事と協議 して景観行政を行う市町村。) ιţ 景観

計 画 を定めることができることとする。 また、 住民等は景観計画の提案をすることができることとする。

四 景 観 |計画区域内の建築物等の建築等に関して届出・勧告による規制を行うとともに、 景観行政団体の長

は、必要な場合に建築物等の形態又は色彩その他の意匠に関する変更命令を出すことができることとする。

ゼ 景 観 計画 X 域 内 の良好な景観 の 形 成 に重 要な建 造 物 を景 観 重要建 !造物として指定するとともに、 そ の 現

状 変 更に は 景 観 行 政 4 体 の 長 の 許 可 を必要とするよう措置する。 また、 景 観 整 備 機 構 良 好 な 景 観 の 形 成

が 管 理 協 定 を 締 結 景 観 重 要 建 造 物 等 の 管 理 を することができるよう措 置 しする。 っ

六、

景

観

計

画

に

定

め

5

れ

た

道

路、

河

Ш

等

の

景

観

重

要

公

共

施

設

に

つ L١

て

Ŕ

景

観

計

画 に

即

し

て

整備

することと

の

た

め

の

業

務

を

行うた

め

に

景

観

行

政

4

体

の

長

が

指

定することができる

公

益

法人や

· 特 定

非

営利

活動

法

景 観 計 画 に 定 め る 基 準 を 景 観 重 要 公 共 施 設 の 許 可 の 基 準 ات 追 加 で きることとする。 ま た、 電 線共同 溝

ഗ 整 備 等 に 関 す る 特 別 措 置 法 の 特 例 に つ L١ て 定 め るこ ととす ِ چ

七、 景 観 計 画 に 係 る 景 観 計 画 X 域 の うち 農 業 振 興 地 域 内 に あ る も の に つ しし て、 景 観 農 業 振 興 地 域 整 備 計 画 を

定 め、 当 該区 域 内に お け る土 地 利 用 につ L١ て の 勧 告、 景観 整 備 機 構 に よる農 地 の 権 利 取 得等ができるよう

措 置す Ś

\ 市 . 町 村は、 市街 地の良好な景観 を形成するため、 都市計 画に、 建 築物 の 形態 意匠 の 制 限等を定める景観

地 X を定めることができることとする。

九 景 観 地区内で建築物 の建築等をしようとする者は、 当該 建築物 の 形態意匠 一が景観 地 区の都市計 画 で定め

る建築物の形 態意匠 の 制 限に適合することについて、 市町村長の認定を受けなければならないこととする。

Ļ 市町 村 は、 景観地区 内の工作物について、 条例で、 その形態意匠 の制限、 そ の高さの最高限度若しくは

景観: 計画 区域 後退区 内の 域 4 の 土 における工作物 地所有者等は、 の 設 その全員 の 制 の 同 意 により、 建築物 の形態意匠に関する基準等

置

限を定めることができることとする。

最

低

限度又は

壁

面

を定め る景観 協 定を締結することができることとする。

罰則 につ ١J て)所要 の 規定を設けることとする。

十三、この法 律 は、 公 布 の 日 から起 算 して六月を超え な しし 範 进 内 に お い て政令で定める日から施 行する。 た

だし、 景 観 地区等の規定 は、 公布の日から起算して一年を超えない 範囲内にお いて政令で定める日から 施

行する。